

令和5年12月21日

警察庁 交通局
局長 太刀川 浩一 殿

制限外積載許可に関する要望書

公益社団法人 全日本トラック協会

会 長 坂 本 克 己

重量部会 部会長 内 宮 昌 利

鉄骨・橋梁部会 部会長 宮 地 高 照

鉄鋼部会 部会長 三 村 文 雄

トラック運送事業は、地域の暮らしと経済活動を支える公共的物流サービスを担っており、まさにエッセンシャルな産業です。トラック運送事業は「人の力」で成り立っており、現場で働いているトラックドライバーの活躍がなければ、私たちの業界は立ち行かなくなってしまう。

しかしながら、人手不足、特にドライバー不足の問題は年々深刻な状況を呈しており、トラック運送事業の推進に大きな支障をきたしております。

このような中、平成30年7月に公布された「働き方改革を推進するための法律」において、長時間労働の是正を図る観点から時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることになりました。トラックの運転業務については、改正法施行の5年後（令和6年4月1日）に年960時間（＝月平均80時間以内）の上限規制が適用されることとなり、労働生産性の向上や荷主との協力による取引環境の改善などに取り組んでいるところであります。

加えて、昨今の多様化する輸送ニーズの中、分割できない貨物等特殊な輸送品目の輸送を行うにあたっては、関係法令を遵守し、制限外積載許可をはじめ、必要な許可を受けた上で輸送をすることが必要不可欠です。

しかしながら、労働力不足が深刻化しているトラック運送業界にとって、許可を受けるにあたり必要な書類を作成・準備することは多大な負担を要し、従業員の長時間労働に一層の拍車をかけております。

つきましては、トラック運送事業者の生産性向上を図り、働き方改革を実現するため、制限外積載許可手続きについて、以下の点を実現していただきますよう、お願い申し上げます。

1. 制限外積載許可申請について

制限外積載許可の申請につきましては、令和4年1月よりオンライン申請が可能となりましたが、オンライン申請の対象となるのは、過去に許可を受けた許可期間中の申請内容の変更、過去に許可を受けた申請と同一の申請に限られています。また、申請は出発地の警察署に限られ、出発地が遠隔地の場合、申請に係る業務負担が大きくなります。制限外積載許可手続きにおける業務負担を軽減するため、新規申請を含め、全国共通のオンライン申請が可能となるよう措置されたい。また、許可証についても電子化をしていただきたい。

2. 積載制限の緩和について

令和4年5月の自動車の積載制限に関する道路交通法施行令の改正により、長さや幅について緩和されたところですが、高さについても特殊車両通行許可を取得していることを条件に、制限の緩和を図っていただきたい。